

京都市訓令甲第10号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年12月26日

京都市長 門 川 大 作

別表第2市民生活部長の項第1号を次のように改める。

- (1) 地域改善対策奨学金等の返還債務の免除及び返還の猶予に関する事。

別表第2市民生活部長の項第2号中「及び返還」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)